

安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 26 日

安芸高田市市長 藤本 悦志

安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

安芸高田市放課後児童クラブ条例(平成 18 年条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条から第5条まで (略) (入会の承諾) 第6条 <u>放課後児童クラブ</u> に入会しようとする児童の保護者は、市長の承諾を受けなければならない。ただし、市長が不適當と認めるものについて	第1条から第5条まで (略) (入会の承諾) 第6条 <u>放課後児童クラブ</u> を入会しようとする児童の保護者は、市長の承諾を受けなければならない。ただし、市長が不適當と認めるものについて

は、入会を承諾しないことができる。

第7条から第12条まで (略)

別表第1(第2条関係)

名称	位置
(略)	
第2めだか児童クラブ	安芸高田市美土里町本郷14535番地2
たかみや児童クラブ	安芸高田市高宮町佐々部962番地1
甲田児童クラブ	安芸高田市甲田町上甲立387番地2
(略)	

別表第2及び別表第3 (略)

は、入会を承諾しないことができる。

第7条から第12条まで (略)

別表第1(第2条関係)

名称	位置
(略)	
第2めだか児童クラブ	安芸高田市美土里町本郷14535番地2
くるはら児童クラブ	安芸高田市高宮町原田2267番地1
ふなさ児童クラブ	安芸高田市高宮町佐々部983番地13
甲田児童クラブ	安芸高田市甲田町上甲立387番地1
(略)	

別表第2及び別表第3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、改正前の安芸高田市放課後児童クラブ条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 施行日の前日までに、改正前の条例の規定により課した、又は課すべきであった保護者負担金の取扱いについては、なお従前の例による。

(準備行為)

4 この条例の実施のための必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。